

# 特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構

## 神奈川県サービス管理責任者等研修事業 学則

### (研修の目的)

**第1条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。

### (研修の名称)

**第2条** サービス管理責任者等研修事業として実施する研修の名称は次のとおりとする。

神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修（以下「基礎研修」という。）

### (研修の内容)

**第3条** 研修の内容は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号）に、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号）に定める次の内容とする。

#### 【基礎研修】

- (1) サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義
- (2) サービス提供プロセスの管理に関する演習（集合研修）

### (指定研修事業者及び指定番号)

**第4条** 第2条の研修を実施する指定研修事業者及び指定番号は次のとおりとする。

- (1) 指定研修事業者  
特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構
- (2) 指定番号  
004

### (新型コロナウイルス感染症の感染防止対策)

**第5条** 令和2年度の基礎研修についてコロナウイルス感染症が蔓延していることから、令和2年5月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について」により、次のとおり行うこととする。

#### (1) 講義

講義は、インターネット上の遠隔教育システム等を活用し、遠隔化により行うが、技術的な理由等で遠隔化による講義の受講ができない受講生もいる可能性があることから、十分な感染防止対策を実施した上で、会場で講義映像を視聴する放映会方式でも実施することとする。

#### (2) 演習

演習は、遠隔教育システム等の活用は困難であることから、十分な感染防止対策を実施した上で、小規模・分散化による集合研修方式で実施する。

**(研修の実施方法及び実施場所)**

**第6条** 研修の講義及び演習の実施方法及び実施場所は、次のとおりとする。

(1) 講義

ア 講義 (映像配信)

収録した講義映像を、指定研修事業者が指定する遠隔教育システムにより配信し、受講生は、配信される講義映像を各自視聴する。

イ 講義 (放映会：講義映像をウェブで視聴することが困難の方を対象にした集合研修)

講義映像の視聴について、ウェブでの対応が困難な受講生については、指定研修事業者に申込時に申請(受講申込書の放映会欄にプルダウンで記載して申請)をし、受講可能となった者について、会場にて放映会の視聴が可能になる。

※放映会の実施場所は次のとおりとする。

「県央福社会 法人会議室」

〒242-0021 大和市中央 2-3-19 ウエストビルディング 4F

(2) 演習

演習の実施場所は次のとおりとする。

「鎌倉芸術館集会室」

〒247-0056 鎌倉市大船 6-1-2

**(研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)**

**第7条** 指定研修事業者の研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は、次のとおりとする。

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構

〒242-0021 大和市中央 2-4-14 全広社第2ビル 310号

電話：046-240-1961 fax：046-240-1962

**(研修期間、募集期間、定員、研修期間等)**

**第8条** 研修期間は次のとおりとする。

(1) 研修期間

本研修の研修期間は、原則として、講義1日、演習1日の2日間とする。

(2) 講義 (映像配信) の研修期間

1日の講義映像を、指定研修事業者が指定する一定の期間に、指定する方法で、受講生は視聴するものとする。

2 募集期間、定員等は次のとおりとする。

回	募集期間	定員	実施日
S1 コース	令和2年		【S1 コース 基礎研修】 1. 講義 (映像配信又は放映会) 2. 演習 A (集合研修) 11月19日(木) 鎌倉芸術館集会室 3. 演習 B (集合研修) 11月20日(金) 鎌倉芸術館集会室
S2 コース	8月28日(金)	各回	【S2 コース 基礎研修】 1. 講義 (映像配信又は放映会)
S3 コース	～ 9月25日(金)	70名	2. 演習 A (集合研修) 1月18日(月) 鎌倉芸術館集会室 3. 演習 B (集合研修) 1月19日(火) 鎌倉芸術館集会室 【S3 コース 基礎研修】 1. 講義 (映像配信又は放映会) 2. 演習 A (集合研修) 3月17日(水) 鎌倉芸術館集会室 3. 演習 B (集合研修) 3月18日(木) 鎌倉芸術館集会室

### (研修カリキュラム)

**第9条** 研修カリキュラムは、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という)で定める「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」の標準カリキュラム(別紙1)による。

### (講師)

**第10条** 講師は、別紙の「神奈川県サービス管理責任者等研修講師一覧表」のとおりとする。

### (使用テキスト)

**第11条** 厚生労働省が実施したサービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき作成したテキストを使用する。

### (受講資格、受講手続き)

**第12条** 受講資格及び受講手続きは次のとおりとする。

(1) サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修の受講資格

指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者、又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの。

【サービス管理責任者 基礎研修 研修対象者】

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

【児童発達支援管理責任者 基礎研修 研修対象者】

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

(2) 受講手続き

ア 申込方法

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構の公式サイトに掲載する募集要項の手続きに沿って、受講申込書に必要事項を記載の上、第7条に記載する研修担当部署に郵送にて申込むこととする。

なお、法人で申し込む場合は、法人単位でまとめて申し込むこととする。

#### イ 送付方法

(4) の送付先に郵送すること。

なお、受講可否決定通知用の封筒(94円切手貼付済、送付先住所宛先記名済：長3形)を同封して郵送すること。

※ファクシミリ、電子メール、電話による申込みは不可とする

#### (3) 申込期限

別途、研修募集要領で案内する。

#### (4) 送付先

〒242-0021 大和市中心2-4-14 全広社第2ビル310号

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構

※ 封筒表面余白に「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「基礎研修」受講申込書在中」と記載する

### (受講者の選考、受講決定、受講方法)

**第13条** 受講者の選考、受講決定の通知方法、受講決定後の取扱いについては、次のとおりとする。

#### (1) 受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ研修実施要領に記載の受講者選考基準に基づき決定する

#### (2) 通知方法

受講決定通知は、法人からの申込の場合は各法人あてに、個人からの申込の場合は、当該個人あてに郵送する。

#### (3) 受講決定後の取扱い

受講決定後の受講者、受講日程の変更等は認めない。

### (受講料、納入方法及びその他の受講に要する費用)

**第14条** 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法等については、次のとおりとする。

#### (1) 受講料

本研修の受講料は、22,000円(税込み)とする。

#### (2) 納入方法等

受講決定通知を受けた者は、当該通知に記載された期限までに納付するものとし、納入方法等詳細については受講決定通知郵送時に案内をする。

なお、受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返金しない。

#### (3) その他の受講に要する費用

受講料の振込手数料や会場までの交通費等については受講者負担とする。

### (研修修了の認定方法)

**第15条** 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講生で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者を「基礎研修」の修了者として認定し、修了証書を交付する。ただし、次に該当する場合には、修了証書は交付しないことがある。

#### (1) 講義

ア 講義(映像配信)を受講した者が次のことに該当した場合

講義の視聴をしていない、また講義終了後のテストの回答を提出していない場合

イ 講義(放映会)を受講した者が次のいずれかに該当した場合

(ア) 遅刻、早退をした場合

(イ) 著しく受講態度が悪く(私語、居眠り、携帯電話の使用等)、繰り返し注意されてい

た場合

(ウ) 講義終了後のテストの回答を提出していない場合

(2) 演習に出席した者が次のいずれかに該当した場合

ア 遅刻、早退をした場合

イ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合

ウ 事前課題を提出していない場合

#### **（個人情報の取扱方法）**

**第16条** 受講申込者の申込情報及び、研修修了者の名簿等個人情報は、厳重に管理し研修以外の目的で使用しない。なお、研修修了者は修了者名簿に登載し、神奈川県に提出するものとする。

#### **（その他研修受講に係る重要事項）**

**第17条** その他の研修受講に係る重要事項は、厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」によるものとし、定めのない事項については、神奈川県と第4条に定める指定研修事業者が協議して決定するものとする。

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修標準カリキュラム案

科 目	内 容 ・ 目 的	時 間 数
1. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（7.5時間）		
サービス提供の基本的な考え方（講義）	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について講義により理解する。	60分
サービス提供のプロセス（講義）	サービス提供のプロセスに関する講義により、PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
サービス等利用計画等と個別支援計画の関係（講義）	サービス等利用計画等と個別支援計画の関係性について講義を行い、サービス等利用計画等における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画等の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画等が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	90分
サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント（講義）	サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について講義により理解する。また、障害種別や障害福祉サービスなど各分野における異なる視点について理解する。	150分
個別支援計画作成のポイントと作成手順（講義）	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用した講義を行い、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
2. サービス提供プロセスの管理に関する演習（7.5時間）		
個別支援計画の作成（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分
個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）および記録方法（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、事業所において提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分
合計時間		15時間

学則添付(2)-② 演習(2日目) 進行表

時間目安	所要時間 (分)	内容詳細
9:30～9:35	5	オリエンテーション
9:35～9:45	10	効果測定(1回目)
9:45～10:05	20	セッション①-1 講師紹介 演習ガイダンス 運動性(相談・サビ管)、流れ(プロセス・PDCA)、サービス担当者会議
10:05～10:15	10	セッション①-2 アイズブレイク
10:15～10:25	10	利用者概要の把握・サービス担当者会議への参加準備 セッション②-1 事例説明
10:25～11:00	35	セッション②-2 サービス担当者会議での確認事項の検討(個ワーク) サービス担当者会議での確認事項検討(Gワーク)
11:00～11:10	10	休憩
11:10～11:45	35	サービス担当者会議体験 セッション③ サービス担当者会議 ロールプレイの場面説明及び効果の説明 ロールプレイ[講師陣によるデモンストレーション] 振り返り
11:45～12:40	55	昼休憩
12:40～12:55	15	セッション④-1 ご本人との面談(ロールプレイ体験)
12:55～13:40	50	個別支援計画作成に係るご本人との面談 (事業所におけるニーズ把握) セッション④-2 サービス等利用計画の説明 ニーズ整理(個ワーク) ニーズ整理(Gワーク) 振り返り
13:45～14:40	55	個別支援計画の作成・発表 セッション⑤-1 個別支援計画のポイント 個別支援計画(案)の作成
14:40～14:50	10	休憩
14:50～15:30	40	セッション⑤-2 個別支援計画(案)の発表 成果物① 個別支援計画(案) 振り返り
15:30～16:05	35	モニタリング(サービス担当者会議2) セッション⑥-1 演習ガイダンス2 運動性、流れ、事業所で行うモニタリング サービス担当者会議2(モニタリング会議) セッション⑥-2 事例の状態変化の説明 配役、グループのサービス確認等、準備
16:05～17:00	55	モニタリング会議(ロールプレイ)① 振り返り① 2回目準備 モニタリング会議(ロールプレイ)② 振り返り②
17:00～17:10	10	講師補足等
17:10～17:20	10	休憩
17:20～18:05	45	個別支援計画【修正案】の作成 セッション⑦ 個別支援計画【修正案】の作成
18:05～18:40	35	全体の振り返り セッション⑧ 記録の重要性・OJT→実践研修にむけて 研修全体の総括
18:40～18:50	10	効果測定(2回目)
18:50～19:00	10	修了書の発行・事務連絡

(別紙3)

## 講師一覧 (サービス管理責任者・児童支援管理責任者研修)

特定非営利活動法人 シーガル研修・研究機構

講義	
1. サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	
①サービス提供の基本的な考え方	
②サービス提供のプロセス	
③サービス等利用計画等と個別支援計画の関係	
河原 雄一	社会福祉法人 星谷会
小池 憲一	NPO法人総合福祉サポートセンターはだの
④サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント	
⑤個別支援計画作成のポイントと作成手順	
渡辺 史朗	社会福祉法人らっく
演習	
2. サービス提供プロセスの管理に関する演習	
①個別支援計画の作成	
②個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)及び記録方法	
◎は 研修 コーディネーター	◎柳川 圭介 社会福祉法人 県央福祉会
	◆南湖浩一郎 社会福祉法人 県央福祉会 児童発達支援センター いっぼ
◆は 演習 統括	◆鈴木 和人 社会福祉法人 県央福祉会 井田日中活動センター
	宇山 秀一 社会福祉法人 横浜やまびこの里
佐藤 敏彦 NPO法人 藤沢相談支援ネットワーク	
池田 敦 社会福祉法人 宝安寺社会事業部 ほうあん第二しおん	
佐藤 孝介 社会福祉法人 宝安寺社会事業部 ほうあん第二しおん	
河内 利浩 社会福祉法人 かながわ共同会 愛川町生活介護事業所「かえての家」	
田中 千香子 社会福祉法人 かながわ共同会 厚木精華園	
白石 雄希 社会福祉法人 星谷会 障害者支援センター7あきば	
小島 博昭 社会福祉法人 星谷会 星谷学園	
白井 周一郎 社会福祉法人 星谷会 SELPピナ	
宮内 里恵子 社会福祉法人 紅梅会 紅梅学園	
植田 仁志 社会福祉法人 紅梅会 紅梅学園	
遠藤 一憲 社会福祉法人 清和会 三浦しらとり園 児童課1寮	
向山 真知子 社会福祉法人 大和しらかし会 児童発達支援センター 第1松風園	
山田 兼右 社会福祉法人 大和しらかし会 児童発達支援事業 どんぐり	
末村 光介 社会福祉法人 おおいそ福祉会 かたつむりの家	
川田 雪野 NPO法人 かけはし	
常松 智史 社会福祉法人 びぐれっと 多機能型事業所びぐれっと	
厚海 健 社会福祉法人 県央福祉会 厚木市児童発達支援センター ひよこ園	
横内 洋志 社会福祉法人 県央福祉会 アグリシステム羽沢	
高橋 努 社会福祉法人 県央福祉会 パステルファームワーキングセンター	
原崎 知之 社会福祉法人 県央福祉会 海老名市立わかばケアセンター	
平山 正友 社会福祉法人 県央福祉会 綾瀬市障害者自立支援センター ばらの里	
西村 三郎 社会福祉法人 県央福祉会 きらら	
高松 修一 社会福祉法人 県央福祉会	
大箭 忠司 社会福祉法人 県央福祉会 県央地域就労援助センター(障害者就業・生活支援センター併設ばむ)	
北村 貴 元神奈川県立中井やまゆり園生活第一課長	
杉田 師孝 元神奈川県立中井やまゆり園生活第三課長	
松林 孝典 社会福祉法人 光友会 藤沢市太陽の家「しいの実」学園	
石川 大助 社会福祉法人 藤沢育成会 湘南あおぞら	
大久保 智史 社会福祉法人 藤沢育成会 湘南だいち	
宇都木 淳一 社会福祉法人 キリスト教奉仕団	
太田 英男 社会福祉法人 進和学園 グループホーム「進和」	
村山 淳一 社会福祉法人 進和学園 サンメッセ「進和」	